

交通事故 相談のしおり

事故発生から解決まで
2025



東京都都民安全総合対策本部

はじめに

この小冊子は、交通事故に遭われた方のために、事故発生から解決までの概略と、交通事故によって生じる損害賠償の問題を中心として、解決に向けての要点をまとめたものです。

本冊子が問題の解決に少しでもお役に立てばと願っております。

令和7年（2025年）8月

東京都都民安全総合対策本部総合推進部総合推進課

（東京都交通事故相談所）

目	次
1	もしも交通事故に巻き込まれたら 2
2	誰に相談するか 3
	交通事故相談体制（区役所） 4
	交通事故相談体制（東京都交通安全協会の交通事故相談所） 5
	交通事故相談体制（市役所） 6
3	事故発生から解決までの流れ 8
4	事故の当事者が留意すべきこと 10
5	事故を起こした人（加害者）の責任 11
6	損害賠償責任のある人－請求する相手－ 12
7	損害賠償を請求できる人－請求権者－ 13
	(1) 人身事故の場合 13
	(2) 物損事故の場合 13
8	請求できる損害の範囲 14
	(1) 人的損害 14
	(2) 物的損害 17
	(3) 弁護士費用・遅延損害金 17
	(4) 民法改正に伴う注意点 17
9	過失相殺（被害者側にも過失がある場合） 18
10	損害賠償請求権の消滅時効 19
	(1) 加害者に賠償請求できる権利の消滅時効 19
	(2) 自賠責保険に請求できる権利及び政府保障事業に関する権利の消滅時効 19
	(3) 消滅時効の完成を防ぐには 19
	(4) 令和2年施行の民法改正に係る経過措置 20
11	損害賠償の請求方法 21
	(1) 書面による請求 21
	＜資料＞損害賠償を請求する例文（物損事故と人身事故） 21
	(2) 示談交渉 23
	＜資料＞示談書の例文 24
	(3) 調停の申立 25
	(4) 訴訟提起 26
	＜資料＞簡易裁判所所在地一覧表 28
12	自動車損害賠償責任保険（強制保険）のあらまし 29
13	任意保険のあらまし 34
14	社会保険（健康保険など）の活用 35
15	自転車の交通事故 36
16	被害者のための援護制度・援護機関 38
	＜資料＞区民交通傷害保険・市町村民交通災害共済 39

1 もしも交通事故に巻き込まれたら

東京都内では、年間3万件を超える交通事故が発生しています。この数字は、交通事故のうち死傷者の出た「人身事故」の統計数字であり、死傷者が出ていない「物損事故」も含めると、毎年多数の都民の方が交通事故にかかわっていることになります。

自分がいくら注意して安全運転を心がけても、また歩道を歩いていて信号を守っていても、交通事故に遭わないという保証はありません。

不幸にして、一旦、交通事故に巻き込まれますと、思いがけない出費や相手方との交渉などに追われる一方、基礎的な法律知識などがいないために、不利な条件で解決を強いられることも少なくないようです。

万が一のときは、まず交通事故相談所などにご相談ください。

上手な相談の受け方

交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難です。そこで、相談に来られる際には、次のような書類等があれば、持参してください。

- ①交通事故証明書
- ②事故の状況を示す図面など（事故の場所、道路状況、加害・被害車（者）の位置、日時、天候等）
- ③現場・物損等の写真
- ④加害者の任意保険の有無とその種類
- ⑤診断書、治療費明細書（入通院日数、治療費、通院費のメモなど）
- ⑥後遺障害診断書、認定結果
- ⑦示談交渉をしていれば、その経過
- ⑧事故前の収入を証明するもの（給与明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、確定申告の写しなど）
- ⑨その他事故に関連する書類



2 誰に相談するか

ご利用の際は、電話で開設状況等をお問い合わせください。

区分	相談機関	電話番号	相談日・時間・相談体制等
行政機関	東京都都民安全総合対策本部 総合推進部総合推進課 東京都交通事故相談所 電話相談 面接相談	03-5320-7733	月～金 相談時間 9:00～17:00 ※面接相談を希望される場合は、事前に電話をお願いします。 事故への対応、示談に関することなど、一般的な相談に応じています。
	区役所・市役所・東京都交通安全協会交通事故相談所	次ページ以降参照	
弁護士対応の機関	公益財団法人 日弁連交通事故相談センター	0120-078325	面接相談－30分程度（要予約） 電話相談－10分程度 平日 10:00～19:00 賠償金や賠償責任、過失割合などについて弁護士が無料で相談、示談あっ旋に応じています。
	霞ヶ関相談所 電話相談 面接相談 千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館3階	03-3581-1770 03-3581-1782	月～金 電話相談 10:00～12:30 13:00～15:30 面接相談 10:00～12:00 13:00～16:00
	新宿相談所（面接相談） 新宿区歌舞伎町 2-44-1 ハイジア 8 階 （弁護士会新宿総合法律相談センター内）	03-6205-9531	月～金 面接相談 10:00～12:00 13:00～16:00
	立川相談所（面接相談） 立川市緑町 7-1 アーバス立川高松駅前ビル 2 階 （弁護士会立川法律相談センター内）	042-548-7790	月～金 面接相談 13:00～15:30
	弁護士会		
	東京弁護士会紛争解決センター	03-3581-0031	各弁護士会では、有料で紛争案件の和解あっ旋、仲裁を行っています。
	第一東京弁護士会仲裁センター	03-3595-8588	
	第二東京弁護士会仲裁センター	03-3581-2249	
	公益財団法人 交通事故紛争処理センター 東京本部 新宿区西新宿 2-3-1 新宿モノリスビル 25 階	03-3346-1756	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 電話予約 加害者の契約している示談代行付自動車保険（共済）の保険会社（共済）から提示された賠償額に合意できない場合に、被害者の申立により弁護士が無料で和解あっ旋等を行っています。
	損害保険料率算出機構 自賠責損害調査センター	自賠責保険請求相談 フリーコール 0120-9-11281	自賠責保険への請求に関する一般的な相談・質問に応じています。
自賠責保険機関	一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構	フリーダイヤル 0120-159-700 本部 03-5296-5033	自賠責保険に関する支払基準、過失割合、後遺障害の等級認定などの相談を行うとともに、被害者と自賠責保険会社（共済）との間の紛争処理（調停）を行っています。
損害保険会社	そんぽ ADR センター （一般社団法人 日本損害保険協会）	ナビダイヤル 0570-022808 IP 電話 03-4332-5241	所属保険会社に対する苦情や紛争解決に向けた支援（和解案の提示）を無料で行っています。
	一般社団法人 保険オンブズマン	03-5425-7963	
の自調転停車機関故	行政書士 ADR センター東京 （東京都行政書士会）	03-5489-7441	自転車同士、自転車と人との事故など、自転車の交通事故紛争の調停を有料で行っています。
	自転車 ADR センター （一般財団法人 日本自転車普及協会）	03-4334-7959	

交通事故相談体制（区役所及び東京都交通安全協会の交通事故相談所）

令和7年（2025年）6月現在

相談日は、特段の記載がない場合、祝日と重なる日は休業となります。

交通事故相談所を運営している区にお住まいの方は、お住まいの区の交通事故相談所とともに東京都交通事故相談所、一般財団法人東京都交通安全協会が開設する交通事故相談所で相談することができます。

交通事故相談所を運営していない自治体にお住まいの方は、東京都交通事故相談所または一般財団法人東京都交通安全協会が開設する交通事故相談所に御相談ください。

各区が運営する交通事故相談所

各区が運営する交通事故相談所では、それぞれの区内に在住している方を対象に相談に応じています。ただし、在勤または在学の方も可能な場合があります。ご利用の際は各区の相談担当部課へお問合せください。

	相談場所	相談日	時 間	相談体制	相談担当部課
千代田	千代田区役所 2 階 区民相談室 03-5211-4176	第1～4 水・金	13:00～15:45	法律相談において対応 相談時間：30 分以内 弁護士輪番制(各相談日2名) 要予約	地域振興部総合窓口課 03-5211-4197
港	港区役所 3 階 区民相談室 03-3578-2054 対面・電話・オンラインで対応	月・水・金	13:00～16:00 (水は 17:00～ 19:00 も実施)	法律相談において対応 相談時間：25 分間 要予約：相談希望日の 1 週 間前～当日 10 時まで 03-5472-3710 または web(港 区相談受付システム) でも 受付	企画経営部部長室広聴担当 03-3578-2052
新 宿	新宿区役所 第 1 分庁舎 2 階 区民相談室 03-5273-4065	水・木	13:00～15:30	法律相談において対応 相談時間：30 分以内 要予約：月～金 8:30～17:00 の間受付	総合政策部政情情報課 03-5273-4065
文 京	文京シビックセンター 14 階 広報課広聴・相談担当 03-5803-1129	火・金・第 2 月・第 4 月	13:00～16:00	法律相談において対応 要予約（相談希望日前日午 前 9 時から受付）相談時間 /25 分以内 弁護士輪番制	企画政策部広報課 広聴・相談担当 03-5803-1129
江 東	江東区役所 2 階 広聴相談係	月～金	13:00～16:00	法律相談において対応 電話で事前予約受付 弁護士輪番制(各相談日1人) 1 日 6 人（1 枠 30 分）	広報広聴課広聴相談係 TEL03-3647-4700 FAX03-3647-9635
世田谷	世田谷総合支所区民相談室 03-5432-2016	火・金	8:30～12:00 13:00～17:00	相談員 1 名	世田谷総合支所地域振興課 03-5432-2818
渋谷	渋谷区役所本庁舎 2 階 広聴相談室 03-3463-1290	月・木 (月曜日が祝休 日の場合、翌 火 曜 日 に 実 施)	13:00～16:50	法律相談において対応 相談時間：40 分 弁護士輪番制(月2名、木3名) 要予約：毎月第 3 火曜日 9 時より翌 1 か月分の予約枠を 開放。渋谷区公式 LINE また は電話（先着順）から予約	デジタルサービス部 広報コミュニケーション課 03-3463-1290
杉 並	杉並区役所東棟 1 階 区政相談課 03-3312-2111 内線 1129	火・金	9:00～12:00 13:00～16:00	相談員 1 名	総務部政情相談課 03-3312-2111 内線 1122
北	北区役所 広報課区民相談室 03-3908-1101	金	13:00～16:00	相談員 2 名（毎回 1 名） 面談のみ／相談時間 30 分以内 要予約：当月の最終相談日 の翌日から翌月分を受付	政策経営部広報課 03-3908 - 1102
荒 川	荒川区役所 3 階 区民相談所 03-3802-3111 内線 2145	火・金	13:00～16:00	・ 法律相談において対応 ・ 相談時間：30 分以内 ・ 弁護士輪番制（各相談日 2 人） ・ 要予約	区民生活部区民課 03-3802-3111 内線 2145
板 橋	板橋区情報処理センター 4 階 区民相談室 03-3579-2288	月・火・木・金	13:00～16:00	法律相談において対応 面談及びオンライン (Zoom) 相談時間：30 分以内 弁護士輪番制 要予約	政策経営部広聴広報課 03-3579-2288
		水	13:00～16:00 17:00～19:00		
	赤塚支所 1 階	水	13:00～16:00		

	相談場所	相談日	時 間	相談体制	相談担当部課
練 馬	練馬区民相談所 03-5984-4523	第 2・第 4 火	10:00～12:00 13:00～16:00	相談時間：50 分以内 相談員 2 名（各所 1 名） 要予約：相談希望日の 1 週間前の午前 9 時受付開始	区長室広聴広報課 03-5984-4523
	石神井庁舎区民相談室 03-3995-1100	第 1・第 3 金			
足 立	足立区役所北館 2 階 区民相談室 03-3880-5359	月～金・第 4 日 (第 2 土、第 4 日直後の月曜日午後は休業)	9:00～12:00 13:00～16:00 (オンライン相談は 14:30 開始)	法律相談において対応 相談は面談・電話・オンライン（オンライン相談は月～金・第 4 日のみ可能） 要予約：受付は平日 8:30～17:00 ※オンライン相談の予約は 24 時間受付 ※第 2 土・第 4 日の予約は実施日の 2 週間前から予約可能	区民の声相談課 03-3880-5359
	足立区千住 3-98 千住ミルディスⅡ 番館 6 階 北千住パブリック法律事務所 03-3880-5359	第 2 土	9:30～12:30		
葛 飾	葛飾区役所 2 階 区民相談室 03-5654-8616	月～金	8:45～17:00	相談員 2 名 相談は面談・電話・オンライン（Face Time、Skype、Google Meet のビデオ通話アプリ）から選択	総務部すぐやる課 03-5654-8114
江戸川	江戸川区役所北棟 3 階 03-5662-1998	月～木	① 09:15～ ② 10:30～ ③ 13:15～ ④ 14:30～	相談員 1 名 予約制 相談は電話・面談・オンライン（Zoom）	土木部施設管理課 03-5662-1998

一般財団法人 東京都交通安全協会が開設する交通事故相談所

ご利用の際は各相談所へお問い合わせください。

	相談所名・相談場所	相談日	時 間	相談体制
中 央	中央交通事故相談所 中央区八丁堀 3-17-9 京華スクエア 2 階 03-3206-0507	月～金	8:30～17:00 16:00まで受付	相談員 2 名
台 東	台東交通事故相談所 台東区東上野 4-5-6 台東区役所 1 階 03-3843-7475	月～金	8:30～17:00 16:00まで受付	相談員 2 名
墨 田	墨田交通事故相談所 墨田区吾妻橋 1-23-20 墨田区役所 1 階 03-3625-7451	月～金	8:30～17:00 16:00まで受付	相談員 2 名
品 川	品川交通事故相談所 品川区広町 2-1-36 品川区役所第三庁舎 3 階 03-5742-2061	月～金	8:30～17:00 16:00まで受付	相談員 2 名
大 田	大田交通事故相談所 大田区池上 3-27-6 「池上文化センター前」交差点角 03-3755-6596	月～金・日	8:30～17:00 16:00まで受付	相談員 2 名
中 野	中野交通事故相談所 中野区中野 4-11-19 中野区役所 4 階 03-3387-9241	月～金、第 3 日	8:30～17:00 16:00まで受付	相談員 2 名
立 川	立川交通事故相談所 立川市錦町 3-3-20 たましん RISURU ホール 5 階 042-522-2557	月～金、日 (第 3 月は休業)	8:30～17:00 16:00まで受付	相談員 2 名

交通事故相談体制（市役所）

令和7年（2025年）6月現在

相談日は、特段の記載がない場合、祝日と重なる日は休業となります。

市部にお住まいの方は、お住まいの市の交通事故相談所とともに東京都交通事故相談所、一般財団法人東京都交通安全協会が開設する交通事故相談所で相談することができます。

町村部にお住まいの方は、東京都交通事故相談所または一般財団法人東京都交通安全協会が開設する交通事故相談所に御相談ください。

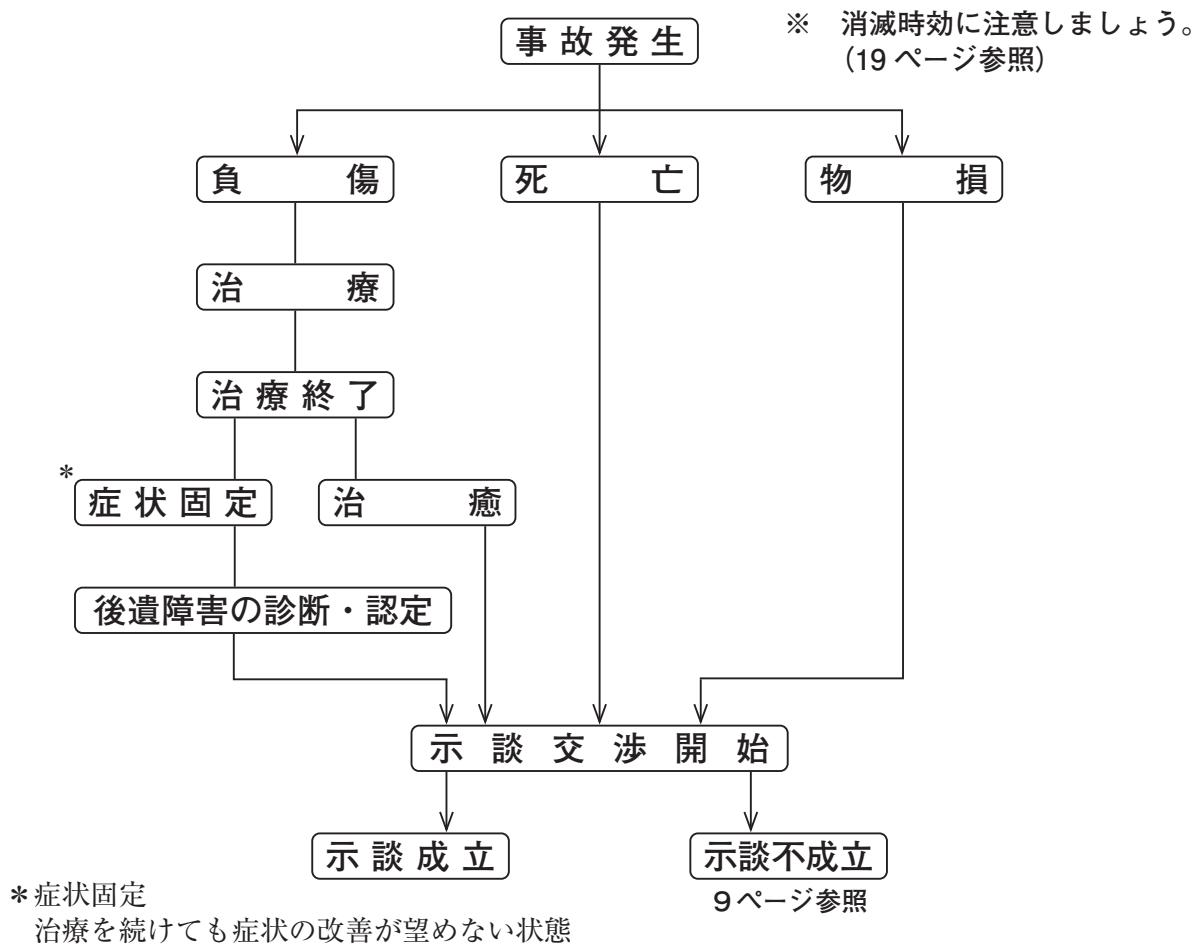
各市が運営する交通事故相談所

各市が運営する交通事故相談所では、それぞれの市内に在住している方を対象に相談に応じています。ただし、在勤または在学の方も可能な場合があります。ご利用の際は各市の相談担当部課へお問合せください。

	相談場所	相談日	時 間	相談体制	相談担当部課
八王子	八王子駅南口総合事務所 相談室	第3水	13:30～15:50	相談時間：30分以内 弁護士による相談 要予約：WEB予約（市役所ホームページ「無料専門相談」で検索）または電話予約（相談日6日前（予約開始日が閉庁日にあたる場合は翌日）の9:30から受付）	市民部八王子駅南口総合事務所 042-620-1164
立 川	立川市役所3階 市民相談室	第1水 （1月は 第3水）	13:30～16:00	相談時間：50分以内 弁護士による相談 要予約、各相談日3名まで	市民生活部生活安全課 042-528-4319
武蔵野	武蔵野市役所西棟7階 市民相談室	第1・3木	13:00～15:30	相談時間：40分以内 相談員及び弁護士による相談 要予約：前回相談日～当日14:40の間受付、各相談日3名まで	市民部市民活動推進課 0422-60-1829
三 鷹	三鷹市役所2階 相談・情報課	第2月（8月・ 10月・1月は 第2火）	13:30～16:00	相談時間：30分以内 弁護士による相談 要予約：平日8:30～17:00の間受付	総務部相談・情報課 0422-44-6600
青 梅	青梅市役所3階 301相談室	第2・4金	13:30～16:00	相談時間：35分以内 弁護士による相談 要予約：相談日の1週間前から受付、各相談日4名まで	市民安全部市民安全課 0428-22-1111 内線2312
府 中	府中市役所おもや2階 広聴相談課（13番）	第2・4火	13:30～16:00	相談時間：30分以内 弁護士による相談 要予約：相談日4週間前の同曜日8:30から予約受付開始（電話・オンライン予約可）、各相談日5名まで	市民協働推進部広聴相談課 042-366-1711
昭 島	昭島市役所1階 市民相談室	第3火	13:30～16:00	相談時間：30分以内 弁護士による相談 要予約：各相談日4名まで	企画部広報課 042-544-5122
調 布	調布市役所2階 市民相談室	毎週水	①第1・2・4・5 13:00～16:00 ②第3 13:00～15:30	相談時間：45分以内 ①は相談員②は弁護士が担当 要予約：相談日の1週間前から受付 各相談日①4名、②3名まで	市民部市民相談課 042-481-7032
町 田	町田市役所1階 市民相談室	第2・4水	13:30～16:00	相談時間：30分以内 弁護士による相談 要予約：次回分まで受付	政策経営部広聴課 042-724-2102
小金井	小金井市役所第二庁舎1階 市民相談室	第2火	13:30～16:00	相談時間：50分以内 弁護士による相談 要予約：前月16日から受付、各相談日3名まで	企画財政部広報秘書課 042-387-9818
小 平	小平市役所 相談室	第1・3火	13:30～16:00	相談時間：30分以内 弁護士による相談 要予約：相談日の正午まで受付、各相談日5名まで	市民部市民課市民相談担当 042-346-9508

	相談場所	相談日	時 間	相談体制	相談担当部課
日 野	日野市役所 1 階 市民相談係	第 2 金	13:30～16:00	相談時間：30 分以内 弁護士による相談 要予約：相談日の前日 8:30 より受付、各相談日 4 名まで	企画部市長公室市民相談係 042-514-8094
東村山	東村山市役所 市民相談室	第 3 金	13:15～15:45	相談時間：30 分以内 弁護士による相談 要予約：平日 8:30 ～ 17:00 の間受付	市民部市民相談・交流課 042-393-5111 内線 3312
国分寺	国分寺市役所第 4 庁舎 1 階 市民相談室	第 1 木	13:30～16:00	相談時間：30 分以内 弁護士による相談 要予約、各相談日 5 名まで	政策部政策法務課 042-325-0111 内線 222・559
国 立	国立市役所 1 階 総合相談室	原則第 4 金	9:30～12:00	相談時間：30 分以内 弁護士による相談 要予約、各相談日 5 名まで	生活環境部まちの振興課 042-576-2111 内線 178
福 生	福生市役所 1 階広報広聴係内 第 1 相談室	第 3 木	13:30～16:00	相談時間：45 分以内 弁護士による相談 要予約：相談日の 1 か月前 から受付、各相談日 3 名ま で	企画財政部秘書広報課 042-551-1529
狛 江	狛江市役所 2 階 第 1 市民相談室	第 3 火	9:30～12:00	相談時間：30 分以内 弁護士による相談 要予約：毎月 1 日より受付、 各相談日 4 名まで	企画財政部秘書広報室 03-3430-1111 内線 2402・2403
東大和	東大和市役所 4 階 市民相談室	第 4 木	13:30～16:00	相談時間：50 分以内 弁護士による相談 要予約、各相談日 3 名まで	政策経営部市長室 042-563-2111 内線 1413
清 瀬	清瀬市市民協働プラザ内 生涯学習センター相談室 (アミュービル 5 階)	第 4 水	13:00～15:30	要予約：相談日の前月 15 日 から受付（15 日が土・日・ 祝日の場合は翌開庁日） 平日 8:30 ～ 17:00 各相談日 3 名まで	地域振興部市民協働課 042-497-1803
東久留米	東久留米市役所 2 階 生活文化課相談室	第 4 水	13:00～15:30	相談時間：30 分以内 弁護士による相談 要予約：相談日の 15:00 ま で受付、各相談日 5 名まで	市民部生活文化課 042-470-7738
武蔵村山	武蔵村山市役所 4 階 会議室	第 2 水	13:30～16:00	相談時間：30 分以内 弁護士による相談 要予約：相談日の 15:00 ま で受付、各相談日 4 名まで	企画財政部秘書広報課 042-565-1111 内線 314・315
多 摩	多摩市役所 1 階 市民相談室	第 1 木	13:30～16:00	相談時間：50 分以内 弁護士による相談 要予約：相談日の前月初め から前日まで受付、各相談 日 3 名まで	企画政策部秘書広報課 042-338-6806
稲 城	稲城市役所 2 階 市民相談室	第 2 火	9:00～11:30	相談時間：50 分以内 弁護士による相談 要予約：平日 8:30～正午、 13:00 ～ 17:00 受付、各 相談日 3 名まで	産業文化スポーツ部市民協働課 042-378-2286
羽 村	羽村市役所 1 階 市民相談室	第 1 水	13:30～16:00	相談時間：50 分以内 弁護士による相談 要予約、各相談日 3 名まで	企画部秘書広報課 042-555-1111 内線 540
あきる野	あきる野市役所 1 階 市民相談室	第 2 水	13:30～16:00	相談時間：50 分以内 弁護士による相談 要予約、各相談日 3 名まで	市民部市民課 042-558-1216
西東京	田無庁舎 市民相談室 042-460-9805	①第 1 木 ②第 4 火	①13:30～16:00 ②9:30～12:00	相談時間：30 分以内 弁護士による相談 要予約、各相談日 5 名まで	企画部秘書広報課 042-460-9804 (予約は田無庁舎市民相談室へ)

3 事故発生から解決までの流れ



●裁判又は裁判外による解決手続

当事者間で示談交渉がまとまらないときは、裁判所や裁判外紛争処理機関を利用するとよいでしょう。各機関にはそれぞれの特徴がありますので、相談所でどこを利用するのがよいかご相談下さい。

信号の色など事故状況の重大な要素に争いがあったり、後遺障害の有無・程度等に大きな争いがある場合は、話し合いによる解決が困難となり、また証拠調べや鑑定等によって事実を認定する必要がありますので、訴訟手続をとることが必要となる場合があります。

●「示談屋」にご注意ください

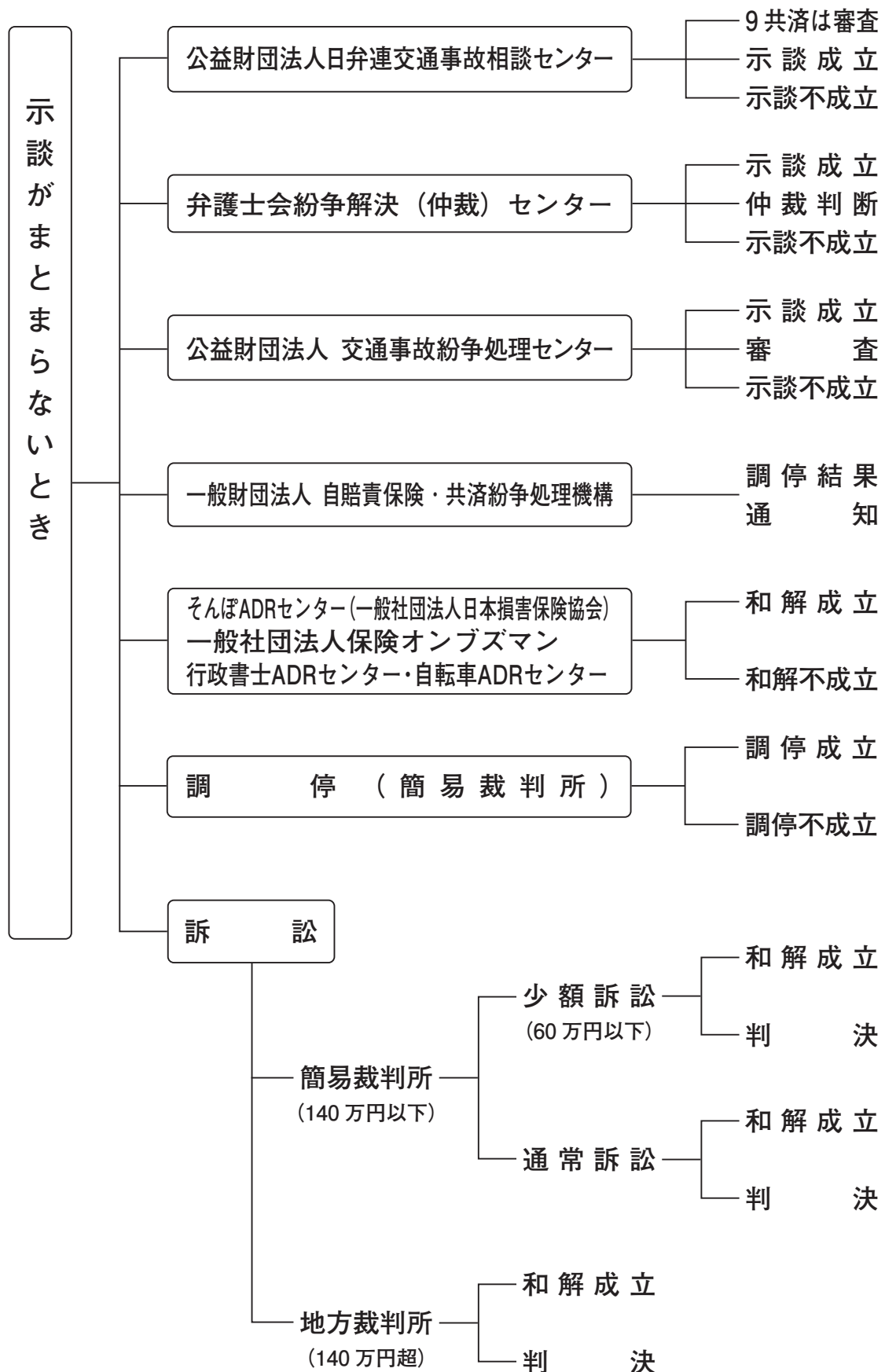
交通事故などでは、法律上代理人として活動する資格がない者が「代理人」として示談交渉を進めるかわりに報酬を要求する、いわゆる「示談屋」が介入してくる場合があります。

資格を持たない者が、報酬を得る目的で示談に介入すると、法律（弁護士法第72条）に触れ、処罰されます。

●暴力団が介入してきたときは

交通事故などの民事事件に暴力団が介入してきたときは、すぐに警察や弁護士にご相談下さい。

主な交通事故紛争処理手続



4 事故の当事者が留意すべきこと

●負傷者の救護、危険防止、警察への報告

事故を起こしたときは直ちに負傷者を救護し、道路上の危険防止措置を取る必要があります。

また、加害車両の運転者は、上記の処理が終わったら直ちに、日時・場所・死傷者の数と負傷の程度・損壊した物とその程度・事故について講じた措置等を警察に報告しなければなりません。なお、加害者が処罰を恐れて報告をしないこともありますので、被害者からも必ず報告しておくことが大切です。

※報告を怠った場合は、保険（賠償）金請求に必要な交通事故証明書が取れなくなります。

※加害者から「賠償するから警察沙汰にしないでほしい」と言われ、報告しなかったばかりに、解決を困難にしたり、賠償請求がしにくくなる例があります。

※物損事故と思われても後日傷害が発生する可能性がありますので、必ず警察へ事故を報告し、交通事故証明書を入手できるようにしておきましょう。

●相手の確認

交通事故の相手方は、全く見知らぬ人の場合が多いですが、今後の交渉相手となるわけですから、住所・氏名・年齢・職業・車のナンバー・車の所有者・契約保険会社等を、運転免許証・車検証・相手の説明等により確認しておく必要があります。

●負傷の程度の確認

軽い「けが」でも勝手に自己診断せず（特に頭部などの場合）、必ず医師の診断を受けましょう。診断書は、損害賠償請求するのに必要不可欠な書類です。

●事故状況の確認

後日の刑事処分や、示談交渉に当たって有利・不利が生じないように、事故状況をしっかり確認しておきましょう。同時に目撃者がいれば、その住所・氏名等を確認し、後日必要となときに証言を得られるよう、頼んでおくといよいでしょう。

●保険会社への通知

任意保険に加入している場合、一定の期日内に届け出ないと保険金が支払われないことがありますので、速やかに通知しておきましょう。

●事故関係書類の保存

後日の示談交渉や、裁判の証拠となる領収書、診断書、被害状況を示す写真などは大切に保存し、もし領収書がとれない場合は、ノートにメモしておくなどの注意が必要です。ドライブレコーダーの映像を保存しておくのも有効です。

交通事故証明書の申請手続

- ・交通事故証明書申込用紙（払込取扱票、振替払込請求書兼受領書）に記入し、ゆうちょ銀行・郵便局にて申込み（1通につき800円、払込手数料は別）
- ・安全運転センター事務所窓口又はインターネットによる申込み

自動車安全運転センター東京都事務所

〒140-8682 品川区東大井1-12-5 ☎03(5781)3660

*申込用紙は、センター事務所、警察署、交番及び駐在所に備え付けられています。

●刑事記録の取り寄せ

事故の当事者は事故による損害賠償請求などの際、事故の状況を明確にする為、客観的証拠である実況見分調書等に加えて、加害運転者の供述調書を取り寄せることができる場合があります。

刑事記録は、捜査中には原則として開示されませんが、加害者が起訴され、刑事事件が確定した場合は、閲覧・謄写が可能です。また、不起訴処分となった場合でも、閲覧・謄写が可能な場合があります。さらに、弁護士会を通じた照会の方法によって取り寄せることが可能な場合もあります。

刑事記録の取り寄せについて、詳しくは検察庁又は担当弁護士にお尋ね下さい。

5 事故を起こした人(加害者)の責任

加害者は、一般に行政上の責任、刑事上の責任、民事上の責任の三つの責任を問われます。

●行政上の責任

行政処分としては、免許の取消し、免許の効力停止等があり、点数制度によって行われます。点数は、違反自体に課せられる「基礎点数」と、事故を起こした場合、被害の程度によって加算される「付加点数」があり、累積点数が一定に達すると、都道府県公安委員会が処分を決定します。

処分に不服がある場合は、公安委員会に行政不服申立て（審査請求）をすることができるほか、裁判所に対し、処分又は審査請求に対する裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求はその処分があったことを知った日の翌日から3ヶ月以内で、かつ処分のあった日の翌日から1年以内、訴えの提起は処分又は審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内で、かつ処分又は裁決の日から1年以内の期間制限があります。

●刑事上の責任

人身事故を起こした加害者は、原則として刑法や「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」（平成26年5月20日施行）に基づき、刑事上の責任を問われます。

実況見分や供述調書作成などの警察の捜査、さらに検察官の捜査を経て、検察官が過失の大きさ、被害の重大さ、再犯の可能性（反省の程度や更生環境）、被害者感情、前科、前歴等を考慮して、起訴又は不起訴の処分を決定します。起訴する場合は合わせて求刑（罰金、拘禁刑）も行います。

起訴の場合は、正式な裁判と略式命令があります。正式な裁判では被告人は弁護人を選任して裁判所が処分の判決を下します。

一方、略式命令では、検察官の請求により、簡易裁判所の管轄に属する100万円以下の罰金又は科料に属する事件について、被疑者に異議のない場合、正式な裁判によらないで、検察官の提出した書面により審査することになります。

飲酒運転等の悪質危険な運転により死傷事故を起こした場合など、事案によっては逮捕され、さらに勾留されることもあります。逮捕された場合には、できるだけ早期に弁護人を選任することが望ましいといえます。弁護士会では、「当番弁護士」といって、逮捕された場合、1回だけ無料で被疑者に接見してくれる仕組みを設けています。

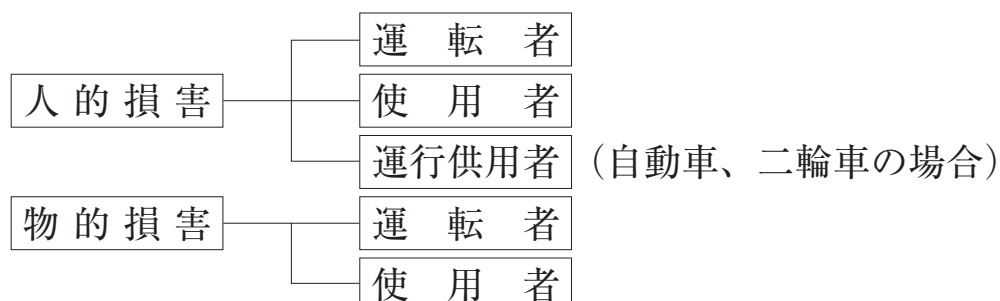
※東京三弁護士会 刑事弁護センター ☎(03) 3580-0082

●民事上の責任

被害者に対する損害賠償責任のことです。加害者は、被害者の損害額のうち加害者の過失に応じた額を賠償する責任を負います。加害者が任意の損害保険に加入している場合には、その保険会社が示談代行を行う場合もあります。

6 損害賠償責任のある人―請求する相手―

事故により他人に死傷などの損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任があります。この賠償責任者を図示すると次のとおりです。



●運転者

事故を起こした車の運転者（加害者）は、故意又は過失によって他人（被害者）の権利を侵害した者として、損害賠償責任があります（民法第709条）。

運転者が未成年であっても、責任を認識する能力を有する場合（一般には12歳程度の知能に達している場合と言われています。）には、未成年者だからというだけでは、損害賠償責任を免れることになりません。

●使用者

使用者は、被用者がその事業の執行について第三者に与えた損害を賠償する責任があります（民法第715条1項）。従って、運転者が業務中に起こした事故については、使用者も被用者（運転者）とともに損害賠償責任があります。

●運行供用者

上記運転者・使用者に責任を認めるだけでは、必ずしも被害者が十分に救済されないこともありますので、人的損害に限って、自動車損害賠償保障法第3条に基づき「運行供用者」が損害賠償責任を負うものとされています。この運行供用者とは「自己のために自動車を運行の用に供する者」をいい、例えば、次のような人も運行供用者に該当することがあります。

- ・自動車の所有者
- ・自動車を他人に貸した者
- ・従業員が会社の車を運転した場合の会社（仮に無断で運転した場合でも責任が生じる場合があります。）
- ・レンタカーの貸主
- ・子会社（又は下請）が親会社（又は元請）に専属して業務を行っている場合の親会社（又は元請）
- ・持ち主は子供でも維持費等を親が負担している場合の親
- ・従業員の自動車を雇用主が業務用に使用させている場合の雇用主など

注意点

運行供用者に該当するかどうかは、個々の事例について裁判例を参考にして検討する必要がありますので、交通事故相談所等にお問い合わせ下さい。

7 損害賠償を請求できる人—請求権者—

事故で損害を受けた場合、加害者（賠償責任者）に損害賠償を請求できる人の範囲は次のとおりです。

(1) 人身事故の場合

●傷害事故の場合

原則として被害者本人が請求権者です。ただし、本人が未成年者のときは、本人に法的手続をとる行為能力がないため、親（親権者）が法定代理人として請求することになります。

●死亡事故の場合

原則として死亡者の相続人が請求権者となります。相続人とは、①配偶者（夫・妻）と子（養子を含む）、②子が死亡していれば配偶者と孫、③子や孫等直系卑属がいなければ配偶者と父母、④（③の場合で）父母がともに死亡していれば配偶者と祖父母等直系尊属、⑤直系卑属や直系尊属がいなければ配偶者と兄弟姉妹、という具合に民法の相続の規定（民法第 887 条、同 889 条、同 900 条、同 901 条）に従って、請求権者とその相続分が決まります。

相続人以外では、死亡者に対して扶養請求権のある人（内縁の妻等）、死亡者の葬儀費などを負担した他人（負担額のみ）などです。

慰謝料については、配偶者・子・父母等に独自の請求権が生じます（民法第 711 条）。

法定相続人と法定相続分の例（民法第 900 条、同 901 条）

○第 1 順位（子） ・配偶者が 1/2、子らが計 1/2。 ・配偶者が既に死亡若しくは離婚していれば子らが全部を平等に相続する。	○第 3 順位（兄弟姉妹） ・配偶者が 3/4、兄弟姉妹らが計 1/4 ・配偶者がいないときは兄弟姉妹が全部を平等に相続する。
○第 2 順位（直系尊属） ・配偶者が 2/3、父母が計 1/3。 ・配偶者がいないときは父母が各 1/2 を相続する。	(注) 1 配偶者は常に相続人となる。 2 子や兄弟姉妹のうち死亡者がいてもその死亡者に子（孫・甥・姪）がいるときは死亡者の子が代襲相続する。 3 上記の図は事例を示したものです。相続人の範囲と相続分については必ず専門家に相談するようお勧めします。

(2) 物損事故の場合

原則として損害を受けた車等の所有者が損害賠償請求権者となります。

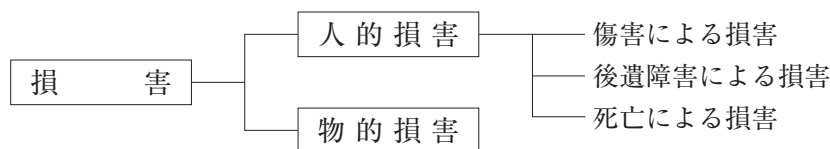
8 請求できる損害の範囲

事故によって生ずる損害には、人的損害と物的損害とがあり、更に人的損害は、傷害によるものと後遺障害によるもの、死亡によるものとに分けられます。

これらの損害の範囲を決める場合、事故によって被害者のこうむった全ての損害が交通事故による損害として認められているわけではなく、相当因果関係という考え方によって、通常生ずる損害のみに限って請求できることになります。

なお、これらの具体的な損害賠償請求に当たっては、加害者の自動車に付けられている「自動車損害賠償責任保険」（通称「自賠責保険」と呼ばれ、自動車損害賠償保障法で、全ての自動車に加入が義務付けられ、人的損害のみを補償する。）と、任意に加入する損害保険会社の自動車保険（人的損害と物的損害を補償。）から、それぞれ保険金額（支払限度額）の範囲内で支払われます。これを超える部分や保険未加入の場合は、加害者が自ら支払うことになります。

具体的な損害額の算定及び立証は被害者側がすることになりますので、詳細については、交通事故相談所等にご相談下さい。



加害者は、以下の損害項目により算定された額について、後記 18 ページの過失相殺に応じた額を賠償することになります。

(1) 人的損害

人的損害の賠償基礎額となる自賠責保険の内容については、後述の 29 ページ「12 自動車損害賠償責任保険（強制保険）のあらまし」をご参照ください。

① 傷害による主な損害項目（事故発生から治癒又は症状固定まで）

◇治療費

診察料・検査料・治療費・入院料・投薬料などは治療上必要かつ相当な実費

◇柔道整復等における施術費

医師の指示によるマッサージ・はり・灸等の施術費

◇入院特別室料

治療上特別室（個室）が必要と医師が認めた場合又は特別室しか空きのない場合には特別室料

◇付添看護料

症状からみて必要かつ相当と認められる場合、職業付添人の実費、近親者付添人は 1 日につき一定の額

◇入院雑費

雑費とは療養のために必要な費用で、入院1日につき一定の額、それを超える場合は立証資料等により妥当な額

ただし、長期にわたる場合は減額されることもあります。

◇通院交通費（転院費・退院費を含む）

電車、バス等交通費実費

症状によりタクシー代が認められることがあります。

◇救護費等

事故現場での応急処置、病院までの救急搬送の費用

◇休業損害

事故によるけがのため休業し、その結果受けた現実の収入減少額

算定方法としては、事故前3か月あるいは1年分の収入をもとに1日当たりの単価を算出し、これに休業日数を掛けて算定します。

自営業など職種によっては、算定及び立証が難しい場合があります。

◇慰謝料（傷害分）

事故のけがによる精神的苦痛を金銭的に評価した損害を、慰謝料として請求します。一般には入院期間と通院期間によって決められます。

傷害の慰謝料と後遺障害の慰謝料とは別々に算出します。個々のケースで、的確に算定することは非常に難しいのですが、これまでの裁判例及び公益財団法人日弁連交通事故相談センター本部並びに東京支部が作成した算定基準を参考にして算出するとよいでしょう。

② 後遺障害による主な損害項目

事故によるけがの治療が終わって（症状固定）、例えば手足の一部の機能を失うなどのように、後遺障害を負った場合には、傷害による損害の賠償とは別に後遺障害についての損害賠償を請求できます。

◇介護料

後遺障害の程度により、将来にわたり付添を必要とする場合は、職業付添人については実費、近親者の付添についても1日当たり一定の額

◇後遺障害による逸失利益

後遺障害が残ったために労働能力が元に戻らない場合には、これが原因で生ずる将来の収入減少額が損害と認められます。

算定方法

基礎収入×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

（「基礎収入」、「ライプニッツ係数」については死亡事故の逸失利益の項参照）

後遺障害の具体的内容に応じて、労働能力喪失率・喪失期間を求める点に難しさがあります。

◇慰謝料（後遺障害分）

後遺障害の程度により算定します。

重度の後遺障害の場合には、近親者にも別途慰謝料が認められる場合があります。

なお、後遺障害の認定申請をしても、非該当となる場合があります。

また、症状固定日以降の治療費は原則として支払われません。

③ 死亡による主な損害項目

逸失利益、慰謝料、葬儀費のほか、死亡するまでの間の救護費、治療費（傷害事故の場合と同じ）等の出費があれば、これらも合わせて損害となります。

◇逸失利益

生存していた場合、将来得られたはずの収入から、生活費を差し引いた、得べかりし利益の総額が認められます。

算定方法

基礎収入 × (1 - 生活費控除率) × 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

・基礎収入

死亡者の労働による事故前の収入で、考え方として死亡者の現実の年収を基礎とする場合と、統計による平均的年収（賃金センサス）を基礎とする場合がありますが、具体的事例に適した算定が必要です。また、給与所得者、個人事業主、家事従事者、無職者など職業に応じて細かい算定上の問題がありますので注意して下さい。

・生活費控除率

本人の生活費を控除します。

通常は、被扶養者の数により、年収の30%～50%を目安として、実状に応じて控除されます。

・就労可能年数

原則として67歳まで働くものとし、高年齢者の方が被害者となった場合は平均余命年数の2分の1とします。

・中間利息の控除

将来の収入を現時点で受け取るわけですから、この間に生ずる中間利息をライプニッツ方式（中間利息を複利方式で計算する方式）により控除します。就労可能年数に応じた数値表を利用して計算します。

◇慰謝料（死亡分）

死亡者の年齢や家族構成などにより異なりますが、傷害事故の場合と同様裁判例等を参考にして決めるとよいでしょう。

◇葬儀費

最近、定額化の傾向にあり、一定額を認めています。

香典返し・接待費・年供養料は認められていません。仏壇・墓碑の購入費は、若干の加算が認められる場合もあります。

(2) 物的損害

車両全損の場合は事故時の時価。一部破損の場合は修理代が基準ですが、修理代が時価より高いときは時価が損害額となります。ここで時価というのは、同じ程度の車を買換えるのに要する費用をいいます。

破損した車が営業用の場合は休業損が、修理に必要な期間分認められる場合があります。また、代車を必要とする場合は相当な期間（修理期間等）の代車料が認められることがあります。

修理しても価格落ち（評価損）がある場合は、立証すれば損害とされることがありますが、一般に立証は困難なようです。

その他、建造物等の破損も賠償の対象となります。

なお、物損事故の場合、慰謝料は、原則として認められていません。

(3) 弁護士費用・遅延損害金

訴訟を提起し、判決が出た場合には、弁護士費用のうち、判決で認容される賠償額の10%前後の割合で認められることが多いようです。また、判決の場合には事故時より支払い済みに至るまで、事故時に適用される法定利率による遅延損害金も認められています。

(4) 民法改正に伴う注意点

- ① 平成29年法律第44号（令和2年（2020年）4月1日に施行）により、後述の消滅時効の改正に加えて、以下のように改正されました。

ア 法定利率、中間利息控除の利率が、年5%から年3%に変更されました。また、利率については3年毎に見直されます（民法第404条、417条の2）。

ただし、法定利率、中間利息控除のいずれも不法行為時の利率が基準となるので、同法施行前の事故については、従前どおり、5%が適用されます（同法附則第15条、17条）。

イ 物的損害分同士の賠償請求権の相殺が可能になりました。改正前は、不法行為による債務者（加害者）は、相殺により債権者（被害者）に対抗できないとされていましたが、悪意による場合を除き、物的損害分については、相殺できることとなりました（民法第509条）。

ただし、同法施行日前に発生した債権については、従前の例によるとされているので、相殺で対抗することはできません（同法附則第26条）。

- ② 平成30年法律第59号（令和4年（2022年）4月1日に施行）により、成人年齢が、18歳になりました。これにより、令和4年（2022年）4月1日からは、18歳以上の人は法定代理人によらず、単独で示談等の法律行為ができることになりました。

9 ^{そうさい}過失相殺(被害者側にも過失がある場合)

交通事故では、加害者の過失のほかに、被害者側にも落ち度があることがあります。この場合には損害額全部を加害者に負担させることは、不公平と考えられます。

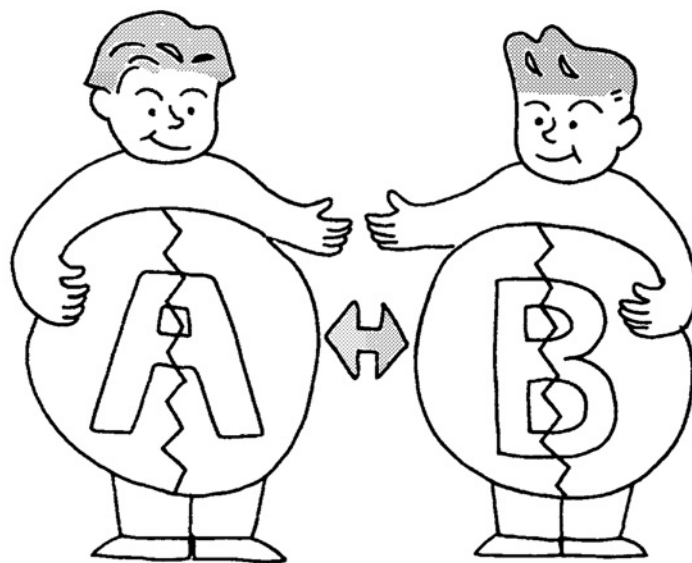
そこで、加害者・被害者の過失割合を決め（例えば7対3など）、この割合に応じて損害額を両者で負担させることになっています（過失相殺）。

過失割合については過去の裁判例を基に認定基準がいくつか発表されています。

当事者間で事故状況についての主張が異なるため過失割合を確定することが困難な場合があります。当事者間の話し合いで決まらないときは、最終的には裁判所で決定してもらうしかありません。

被害者の記憶喪失や死亡により、被害者側には事故状況が明らかでないときは、刑事記録を取り寄せるなどして事故状況を把握する必要がある場合があります（10ページ参照）。

過失割合が決まると、例えば5対5の場合、損害は次のように負担することになります。Aの損害100万円、Bの損害10万円のとき、BはAに50万円を、AはBに5万円を、それぞれ支払うことになります。



10 損害賠償請求権の消滅時効

(1) 加害者に賠償請求できる権利の消滅時効

加害者に対して、被害者が被った損害を賠償請求できる権利は、損害及び加害者を知った時から、人の生命又は身体を害する不法行為による損害（人的損害）については5年、その他の損害（物的損害）については3年で時効が完成します（民法第724条1項及び同724条の2）。

時効期間が満了し、加害者が時効を援用（主張）すれば、時効により賠償請求権は消滅します。

また、不法行為のあった時から20年間権利を行使しないときも、時効の援用により請求権は消滅します（同法第724条2項）。

(2) 自賠責保険に請求できる権利及び政府保障事業に関する権利の消滅時効

自賠責保険に対して保険金を請求できる権利については、加害者の場合は被害者に賠償金を支払った時から、被害者の場合は原則として事故発生時から、それぞれ3年で時効により消滅するとされています（自動車損害賠償保障法第19条）。

また、政府保障事業への請求権も、原則として事故発生時から3年で、時効により消滅します（同法第75条）。

(3) 消滅時効の完成を防ぐには

令和2年（2020年）4月1日から施行された改正民法では、時効中断及び停止の制度が見直され、一定期間は時効の完成を猶予する「時効の完成猶予」の制度と、新たに時効が進行を開始する「時効の更新」の制度とに整理されました。

従って、被害者は時効期間満了の時期が迫ったときには、完成猶予となる手続きで時効の完成を防ぐか、時効の更新として時効の進行を新たに開始させるかのいずれかの方法により時効の完成を防がないと、加害者に時効を援用された場合に賠償請求権を失うことになります。

消滅時効については、損害を知った時や時効の起算点、更には改正前と改正後のいずれの法令を適用すべきか等、事案により判断が難しい場合があるので、時効が迫った場合は、出来るだけ早期に専門家に相談する方が良いでしょう。

① 時効の完成猶予

「時効の完成猶予」は、以下の事由があれば、一定期間時効は完成しないこととするものです。

完成猶予の事由には、裁判上の請求、調停の申立て、強制執行、仮差押え、催告、権利についての協議を行う旨の書面による合意などがあります（民法第147条～151条）。

例えば、被害者が訴訟を提起（裁判上の請求）したり、調停を申し立てた場合はその手続きが終了するまでの間は時効の完成が猶予されます。また、判決等により権利が確定せずに終了した場合は、その時から6か月を経過す

るまでの間も時効は完成しないことになっています。

② 時効の更新

「時効の更新」は、改正前の民法による「時効の中断」と同様、一定の事由があったとき、時効の進行が新たに開始するものです。

更新の事由には、裁判や調停成立などによる権利の確定、強制執行等の終了及び加害者の債務の承認などがあります（民法第 147 条、同 148 条、同 152 条）。

なお、判決や調停成立により権利が確定した場合は、期間 10 年の時効が新たに進行することになります（同法第 169 条 1 項）。また、自賠責保険に対する被害者請求権については、時効の更新申請書を保険会社に提出し、承認された時から新たに 3 年間の時効が進行することになります。

(4) 令和 2 年施行の民法改正に係る経過措置

消滅時効の期間については、改正が施行された令和 2 年（2020 年）4 月 1 日に、既に改正前の民法により時効が完成しているか、事故から 20 年経過している場合には、改正後の民法は適用されませんが、施行された日に時効が進行中の場合には改正後の民法が適用されます。人身損害については、改正後の民法の施行時に改正前の民法による消滅時効が完成していなければ、5 年に延長されます（同法附則第 35 条）。

11 損害賠償の請求方法

事故による損害の範囲がわかり、これを実際に加害者から賠償してもらうには、具体的な請求手続をとらなければなりません。

請求方法としては、配達証明付内容証明郵便等による書面による請求、示談交渉、調停申立、訴訟提起等の方法があります。

(1) 書面による請求

●物損事故の損害賠償を請求する例文

○年○月○日

東京都○○市○○町○-○-○
被通知人 乙川 次郎 様

東京都○○区○○町○-○-○
通知人 甲野 太郎

請 求 書

○年○月○日、東京都○○区○○町○○番地先路上であなたの車に追突され、私の車が破損しました。

これの修理費として、金○○円を、本状送達の日から○日以内に、私名義の下記口座宛お振込みくださるよう請求いたします。

これに応じられない場合は、法的手続を執る場合もあることを念のため申し添えます。

	記
銀行支店名	○○銀行○○支店
口座種目	普通預金口座
口座番号	○○○○○○○○
名義人	甲野太郎

●人身事故の損害賠償を請求する例文

○年○月○日

東京都○○市○○町○-○-○

株式会社○○○○○

代表取締役 乙川 次郎 様

東京都○○区○○町○-○-○

甲野 太郎

損 害 賠 償 請 求 書

私は、○年○月○日午後○時○分頃、○○区○○町○丁目○番○号○○交差点内の横断歩道を青色信号に従い歩行中、貴社従業員丙野三郎様運転の貴社所有の普通乗用自動車にはねられ○○○等の傷害を負いました。

よって、下記のとおり損害の賠償請求をいたします。本書到達後○日以内に下記口座宛送金してお支払い下さい。

記

(損害額)

治療費	○○円
通院交通費	○○円
休業損害	○○円
慰謝料	○○円
計	○○円

(送金先口座)

銀行支店名	○○銀行○○支店
口座種目	普通預金口座
口座番号	○○○○○○○○
名義人	甲野太郎

内 容 証 明 郵 便

郵便局長が手紙の内容を証明するもので、決められた書式（1ページ26行・1行20字以内など。縦書・横書自由。用紙自由。用紙は文具店などでも販売されている。）により、同文3通（コピーでもよい。）を作成し差出人・郵便局が各1通を保管し、1通が相手方に送付されます。

当事者間に争いを生じた場合の証拠資料とするため利用されています。

なお、相手方への意思表示の期日を明確にするため、配達日を証明する「配達証明」付で送付します。

(2) 示談交渉

●示談とは

被害者と加害者が、裁判所の手を借りずに、話し合いによって、損害賠償責任があるかどうか、その損害額はいくらか、支払方法はどうかなどを決定して自主的に解決することを示談といいます。

損害賠償問題の解決方法としては、大多数の事故が示談により解決がされており、最も簡単な解決方法です。

ただし、損害賠償責任の有無の認定、損害額の計算、過失割合の認定等に関しては、判断が難しい点もありますので、話し合いを進めていく一方で、交通事故相談所等の助言を受けることが望ましいと思われます。

●示談交渉上の注意事項

示談の時期

被害者のけがが治ったとき、又は症状が固定し総損害額が確定した後に示談交渉をすべきです。ただし、損害賠償請求権が時効にかからないよう注意する必要があります。

その間の生活費や治療費に困る場合には、次の方法があります。

- ・加害者に治療費や休業損害の支払を請求して払ってもらう。
- ・自賠責保険の被害者請求、仮渡金の請求をする。(29、30 ページ)
- ・健康保険や労災保険を利用する。(35 ページ)
- ・裁判所に「仮払いを求める仮処分」の申立をする。(26 ページ)
- ・各種貸付金を利用する。(38 ページ)
- ・生活保護を申請する。

支払能力のある人を交渉相手とする

損害賠償義務者が二人以上の場合、原則として各人に対し全損害額を請求できますが、支払能力のある人に請求する方が良いでしょう。例えば、加害車両の運転者より、その運転者の雇い主、加害者が未成年で親に法律上責任が認められればその親に請求するなどです。

加害者が契約している任意保険によって損害が補填されるときは、一般に保険会社と交渉することになります。

代理権の確認

相手方の代理人と称する人が示談交渉にあたるときは、その代理人が相手方に代わって示談する権限を有するか、また示談金を受領する権限を有するか、委任状を提示してもらうか、相手方に問い合わせるなどして確認してください。

未成年者の場合は親権者である父母、法人の場合は代表者又は正当な代理人と示談する必要があります。

証拠資料の提示

診断書、後遺障害の診断書、治療費等の領収書、休業損害証明書等、損害を立証するための各種書類を取り揃えておく必要があります。

●示談書の作成

示談が成立した場合には、後日争いの起きないようにするため示談内容を書面にしておくべきです。

書面にする場合（示談書）には、事故の内容、示談内容を簡潔に記載して双方が署名捺印し、各1通を保管します。

示談書の様式例は24ページのとおりで。

●示談書作成上の注意点

権利留保条項

示談のときには後遺障害はないが、後日後遺障害が発生した場合に、別途その損害を請求できることを明確にしておくため、「後遺障害が発生した場合は、その損害につきあらためて協議する。」との権利留保条項を入れておくことが望ましいでしょう。

支払の確保

賠償金額を分割払にすると定めた場合には、相手方の支払を確保するために、次のような方法があります。

- ・ 違約条項 分割払の割賦金の支払いを、一定額以上怠った場合はその後の分割払を認めず、残金を一括払とする旨の違約条項を示談書に加える。
- ・ 保証人 当事者が支払わない場合に、代わって支払いをさせるために連帯保証人をつける。

なお、示談が成立したにもかかわらず、支払わない場合に直ちに強制執行ができるようにするため、公証人役場で示談の内容を公正証書にしておくことも有効です。

●示談書の例文

示 談 書

当事者 (甲) 住所
氏名

当事者 (乙) 住所
氏名

連帯保証人 (丙) 住所
氏名

甲、乙及び丙は、下記の交通事故に関し、次のとおりの示談契約を締結する。

事故発生日時

事故発生場所

事故車両の車種、登録番号又は車台番号

事故発生状況

第1条 乙は、甲に対し、本件交通事故に関する損害賠償として既払金のほか金〇〇万円の支払義務のあることを認める。

第2条 乙は、甲に対し、前条記載の損害金を次のとおり分割して甲指定の口座に送金して支払う。

(1) 年 月 日 限り 金〇〇万円

(2) 同年 月から 年 月まで 毎月末日限り 各金〇〇万円

(3) 送金手数料は乙の負担とする。

第3条 乙が、甲に対し、前条記載の分割金の支払いを〇〇万円以上怠ったときは、期限の利益を当然に喪失し、残金全額及び期限の利益を喪失した日の翌日から支払い済みに至るまで年〇パーセントの割合による遅延損害金を付加して支払わなければならない。

第4条 丙は、甲に対し、乙の甲に対する本件交通事故に関する損害賠償義務を連帯して保証する。

第5条 甲と乙は、甲に将来本件交通事故による後遺障害が発生した時は、その損害の賠償につきあらためて協議する。

第6条 甲、乙及び丙は、本件事故に関し、上記条項以外何らの債権債務が存しないことを相互に確認する。

以上のとおり甲乙丙間で示談が成立したのでこれを証するため甲、乙及び丙は、各々署名捺印の上、本書を各1通ずつ所持するものとする。

年 月 日

甲

印

乙

印

丙

印

(3) 調停の申立

●調停とは

当事者同士で、感情的になったり知識が不足したりして、示談交渉が順調に進まない場合、裁判所に調停を申し立てて、調停委員から、その意見を聞いたり、助言を受けたりしながら、調停委員を間にして交渉をすすめることをいいます。

申し立てる裁判所は、相手方の住所地を管轄する簡易裁判所、又は、両者の話し合いで決めた地方裁判所又は簡易裁判所に申し立てます。

人身事故の場合には、損害を請求する人の住所地を管轄する簡易裁判所に申し立てることもできます。

●調停手続のあらまし

調停申立書に事故状況とその損害額を記載して調停を申し立てると、裁判所から両当事者に呼出状が届きます。

そして、はじめのうちは、片方ずつ別々に事情を聞き、話が煮詰まると両者同席させて調停する方法がとられているようです。

調停委員の意見は、強制力はありませんが、第三者として客観的で公平であると考えられます。

●調停成立と不成立

調停委員の見解は強制力がないため、調停不成立に終わることがあります。この場合は、あらためて訴訟を起こさざるを得ません。

調停が成立した場合は、調停調書を作成してもらえます。調停調書は確定判決と同じ効力（任意に払わないときは執行文を得て強制執行の申立てをすることができ）をもち、請求権の時効期間は調停成立のときから10年間になります（民法第169条）。

●調停に要する費用

調停を申し立てるときは、調停申立書に収入印紙を貼る方法により裁判所に手数料を支払わなければなりません。

手数料は、請求額によって異なり、例えば100万円であれば5000円です。

なお、請求額が決められない場合は、6500円の収入印紙が必要となります。

このほか、若干の郵券代も必要です。詳細については裁判所にお問い合わせ下さい。

(4) 訴訟提起

●訴訟とは

訴訟は、示談でもあるいは調停でも話がまとまらず、判決で決着をつけ相手に支払わせたいという場合にとる、最後の手段といえます。

訴訟の場合には、目撃者等の証人や、当事者の尋問、現場の検証、鑑定等の立証手続が必要なため、普通は双方、弁護士に委任して、手続を進めることが多いようです。（※簡易裁判所における訴訟は法務大臣の認定を受けた司法書士（認定司法書士）にも委任することができます。）

なお、裁判所が訴訟の途中で妥当な金額を示し、判決前に和解で解決する例も多くあります。この裁判上の和解による和解調書は、確定判決と同じ効力を持つことになります（民事訴訟法第 267 条）。

請求額が 140 万円以下のときは簡易裁判所に対し、140 万円を超えるときは地方裁判所に対して訴訟を提起することになります。

請求額が 60 万円以下の場合、少額訴訟手続という簡易な裁判手続があります（27 ページ参照）。

●保全手続

加害者の財産を予め確保しておく仮差押えの制度や示談締結前に加害者に賠償金の支払いを求める仮払い仮処分の制度などもあります。特殊な場合ですが、裁判所に申請することによって仮差押えや仮処分が認められることもあります。

●弁護士への依頼

訴訟や保全の手続は、大変専門的になるので、現実には弁護士に依頼することが多いようです。

●裁判にはどれだけ費用がかかるか（主なもの）

裁判所に納める手数料

訴状に貼る収入印紙代は請求する賠償金額に応じて決まります。例えば 100 万円の損害賠償請求をするときは 1 万円、300 万円の損害賠償請求をするときは 2 万円、500 万円の損害賠償請求をするときは 3 万円の収入印紙が必要となります。

弁護士報酬

弁護士の費用は、一般に事件処理の着手金と、解決した際の報酬金とに分かれます。金額は、事件ごとに弁護士と依頼者との協議により取決めます。このほか、実費としては前記印紙代、予納郵券代、旅費、検証の費用等を支払うことになっています。

少 額 訴 訟 手 続

少額訴訟手続は、60万円以下の金銭請求の訴訟について原則として1回の裁判で紛争を解決する手続で簡易裁判所で取り扱うものです。

1回の期日で、証拠書類を取調べ、本人尋問を行って審理を終え直ちに判決が言い渡されます。そのため提出できる証拠や証人は審理の日に調べられるものに限定されます。

簡易裁判所に定型訴状用紙や定型答弁書用紙が備え付けられていますので、誰でも簡単に訴状や答弁書を作成することができるようになっています。法律の知識がなくても誰でも自分でできる簡便な裁判手続です。

ただし、被告（相手方）に少額訴訟手続で処理することに異議があれば、通常の訴訟手続で裁判がなされることとなりますので、注意してください。

判決では、加害者（被告）の事情によって分割払いや一定期間支払い猶予を言い渡すこともできます。

また、少額訴訟判決に対する不服は上訴ができず、判決を言い渡した裁判所に対する異議申立に限られるなど不服申立方法が限定されています。

少額訴訟手続でも、裁判官の勧告により和解で解決することもできます。

●東京簡易裁判所

同裁判所の1階には民事受付相談案内があり、簡易裁判所で取り扱う事件の手続等の相談に応じています。民事調停の定型申立書なども備え置かれています。

また、他の簡易裁判所の窓口でも同様な相談に応じています。

簡易裁判所所在地一覧表

令和7年（2025年）6月1日現在

所 名	管轄区域	所在地	電話番号
東京簡易裁判所	23区、小笠原村、三宅村、御蔵島村	千代田区霞が関 1-1-2	(03)3581-5411(代)
東京簡易裁判所 墨田庁舎※		墨田区錦糸 4-16-7	(03)5819-0267
八丈島簡易裁判所	八丈島町、青ヶ島村	八丈島八丈町 大賀郷 1485-1	(04996)2-0037
伊豆大島簡易裁判所	大島町、利島村	大島町元町字 家の上 445-10	(04992)2-1165
新島簡易裁判所	新島村、神津島村	新島村本村 3-2-2	(04992)5-1210
八王子簡易裁判所	八王子市、日野市、あきる野市 日の出町、檜原村	八王子市明神町 4-21-1	(042)642-7020(代)
立川簡易裁判所	立川市、府中市、昭島市、国立市、調布市、武蔵村山市、東大和市、国分寺市、狛江市	立川市緑町 10-4	(042)845-0281
武蔵野簡易裁判所	武蔵野市、三鷹市、小金井市、西東京市、東村山市、清瀬市、東久留米市、小平市	武蔵野市中町 2-4-12	(0422)52-2692(代)
青梅簡易裁判所	青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町、奥多摩町	青梅市師岡町 1-1300-1	(0428)22-2459(代)
町田簡易裁判所	町田市、多摩市、稲城市	町田市森野 2-28-11	(042)727-5011(代)

※東京簡易裁判所管轄の民事調停は墨田庁舎で行っています。

12 自動車損害賠償責任保険(強制保険)のあらまし

●自動車損害賠償責任保険

事故の被害者は、損害額を計算して加害者に請求するわけですが、加害者側に支払能力がなければ支払ってもらえません。

こういう場合に、被害者を保護するため、自動車損害賠償保障法という法律によって、自動車の対人賠償責任について加害者の支払能力を保障しています。ただし、賠償金額には、次のとおり、上限が設定されています（複数の自動車による事故の場合は、それぞれの車の保険契約に係る保険金額を合算した額が限度額となります。）。

この自動車損害賠償責任保険は、自賠責保険又は強制保険と略称されています。自動車の所有者は、この保険に加入するよう法律で義務付けられています。

●賠償される損害の範囲

賠償は人身事故に限られ、自動車、建物など物的損害は賠償されません。また、他人に与えた損害に限られていますので、事故を起こした車の運転者、運行供用者は、自分の車についている自賠責保険からは補償されません。

●保険金額

- ・死亡事故による損害…1人につき最高3000万円まで
- ・死亡するまでの負傷による損害…1人につき最高120万円まで
- ・傷害事故による損害…1人につき最高120万円まで
- ・後遺障害による損害…1人につき後遺障害の程度（14級～1級まで）に応じて75万円から4000万円まで

●自賠責保険の損害額から減額される場合

自賠責保険においては、被害者に重大な過失があった場合は、被害者の過失割合の程度に応じて損害額から減額されます。なお、損害額が支払限度額を超える場合は、支払限度額から減額されます。

ただし、傷害による損害額（後遺障害及び死亡に至る場合を除く。）が20万円未満の場合はその額が支払われ、また、減額により20万円以下となる場合は20万円が支払われます。

減額適用上の 被害者の過失割合	減 額 割 合	
	後遺障害又は死亡に係るもの	傷害に係るもの
7割未満	減額なし	減額なし
7割以上8割未満	2割減額	2割減額
8割以上9割未満	3割減額	
9割以上10割未満	5割減額	

●請求の仕方

- ・加害者請求…加害者が被害者に損害賠償金を支払った後に、加害者が自賠責保険会社（共済組合）に請求します。
- ・被害者請求…加害者が支払わない、誠意はあるが支払能力がない、賠償責任を認めないなどの理由で、加害者からの賠償が望めない場合、被害者から直接、自賠責保険会社（共済組合）に請求します。
- ・自賠責保険では治療費や休業損害などの損害が最終的に確定していなくても、すでに発生している費用などがあれば保険金の請求をすることができます。（すでに費用や損害が発生しているという立証資料が必要。）
- ・仮渡金の請求…被害者が、生活費・治療費に困るときに請求すれば、すぐ支払われます。支払われる金額は、死亡の場合 290 万円、けがの場合は、その程度に応じて 40 万円・20 万円・5 万円の 3 段階に分かれています。

●請求先

加害車両が加入している自賠責保険の保険会社（共済組合）窓口
（損害調査は、保険会社等からの依頼に基づき、損害保険料率算出機構が行っています。）

●保険請求に必要な書類

32 ページ参照

●自賠責保険に関する相談先

損害保険料率算出機構フリーコール 0120-9-11281

9 時 30 分～12 時、13 時～16 時 30 分（月～金）

●請求の時効

自賠責保険の保険金（損害賠償額）を請求できる権利は、

- ・加害者請求の場合は、被害者に賠償金を最後に支払った時から 3 年
- ・被害者請求の場合は、事故発生の時（あるいは症状固定時、死亡時）から 3 年で時効となるので延長する場合は、時効の更新等の手続きが必要になります。

ひき逃げや自賠責保険未加入車のときは…(政府の保障事業)

ひき逃げや自賠責保険未加入車等、自賠責保険（共済）による救済が受けられない自動車事故の被害者に対しては、政府保障事業という制度があります。政府保障の算定は社会保険の使用を前提としていますので、健康保険や労災保険を使うことが大切です。その他の保障制度の内容、手続きなどは、自賠責保険と似ています。最寄りの損害保険会社（共済組合）にお問い合わせ下さい。



自動車損害賠償責任保険請求 提出書類一覧表

提出書類	取付け先	被害者請求				
		死亡	後遺障害	傷害	仮渡金	
					死亡	傷害
網掛けで表示した用紙は、損害保険会社(共済組合)に備え付けてあります。						
保険金(共済金)・損害賠償額・仮渡金支払請求書		◎	◎	◎	◎	◎
交通事故証明書(人身事故)	自動車安全運転センター	◎	◎	◎	◎	◎
事故発生状況報告書	事故当事者等	◎	◎	◎	◎	◎
医師の診断書 又は死体検案書(死亡診断書)	診察等を行った医師・医療機関	◎	◎	◎	◎	◎
診療報酬明細書		◎	○	◎		
通院交通費明細書		◎		◎		
付添看護自認書 又は看護料領収書		○		○		
休業損害の証明 (1)給与所得者の場合 休業損害証明書(源泉徴収票を添付のこと) (2)個人事業主の場合 納税証明書、課税証明書(所得額の記載があるもの)、確定申告書の控 等	休業損害証明書は、事業主 納税証明書、課税証明書等は、確定申告等をした税務署、区市町村	○	○	○		
請求者の印鑑登録証明書 被害者が未成年で、その親権者が請求する場合は、当該未成年者の住民票の写し又は戸籍抄本も必要です。	印鑑登録証明書、住民票の写しは、住民登録をした区市町村	◎	◎	◎	◎	◎
委任状及び委任者の印鑑登録証明書 死亡事故等で請求権者が複数名いる場合は、原則として1名を代理人とし、他の請求権者全員の委任状が必要です。	戸籍謄本、戸籍抄本は、本籍のある区市町村	○	○	○	○	○
戸籍(除籍)謄本		◎			◎	
後遺障害診断書	診察等を行った医師・医療機関		◎			
レントゲン写真等		○	○	○		

(注1)◎印は必ず提出する書類、○印は事故の内容によって提出する書類です。

(注2)上記以外の書類が必要なときは、損害保険会社又は自賠責損害調査事務所から連絡があります。

(注3)仮渡金請求の際に提出した書類は、損害賠償請求のときに再提出する必要はありません。

交通事故損害額の支払基準（自賠責保険）

以下の基準は自賠責保険の支払基準です。ただし、示談交渉では、この基準よりも公益財団法人日弁連交通事故相談センター本部が作成した算定基準（青本）や同東京支部が作成した算定基準（赤い本）などを参考にするとよいでしょう。

◎支払基準（自賠責保険—令和2年（2020年）4月1日以降の事故に適用されます。）

（ ）内の金額は、令和2年3月31日までに発生した事故に適用する基準単価等です。

傷 害 {限度額 120 万円}

- 治療費 原則として実費全額
- 付添費 職業付添人に支払った全額
家族の付添は、入院付添 1日 4200円（4100円）
通院付添 1日 2100円（2050円）
- 入院雑費 入院中雑費として1日 1100円
- 通院交通費 入退院、通院交通費として電車、バス代
（タクシー代を認める場合もあり）
- 休業損害 事故前の収入（労働対価である収入）を基礎として、休業により現実に喪失した収入を算定
1日につき原則として 6100円（5700円）
- 慰謝料 1日につき 4300円（4200円）
慰謝料の対象となる日数は、被害者の傷害の態様、実治療日数その他を勘案した治療期間の範囲内で認定
- その他 診断書、事故証明書等の発行に必要な費用

後遺障害 {限度額 1 級 4000 万円～ 14 級 75 万円}

- 逸失利益
- 慰謝料

死 亡 {限度額 3000 万円}

- 葬儀費 100 万円（60 万円から 100 万円）
- 逸失利益
- 慰謝料

◎減額

被害者に重大な過失（7割以上の過失）がある場合には2割から5割減額されます。（詳しくは、29 ページ参照）

また、死亡又は後遺障害について、受傷との因果関係の有無の判断が困難な場合には5割減額されます。

13 任意保険のあらまし

●任意保険

人身事故による損害額が、自賠責保険の限度額を超えた場合、例えば死亡による損害額が6000万円で、このうち自賠責保険で3000万円だけ支払われたとき、残りの3000万円は加害者自身が負担しなければなりません。また、車両の破損や自分だけの過失でけがをしたときは、自賠責保険では補償されません。

こういう場合に備えて、車の所有者や運転者が自分の判断で保険会社と契約する保険を任意保険と呼んでいます。

いつ加害者になるかも知れませんが、任意保険には加入しておくことが望ましいといえます。

●保険の種類

保険の種類			支払われる対象	
賠償	賠償保険	対人	相手方	事故で他人を死傷させ法律上の損害賠償責任を負う場合、強制保険の限度額を超える分
		対物	相手方	相手方の物損（車両破損の修理代など）
	自転車保険※		相手方	
補償	車両保険		自身	自分の車が破損したとき
	搭乗者傷害保険		自身同乗者	運転者又は同乗者が事故によって死亡、後遺障害又は負傷した場合
	人身傷害補償保険		自身同乗者	事故によって死亡、後遺障害又は負傷した場合
	自損事故保険		自身	被保険自動車に100%過失のある事故により、被保険自動車の所有者や運転者などが死亡、後遺障害又は傷害を被った場合
	無保険車傷害保険		自身同乗者	自動車保険に無加入、又は保険の補償内容が不十分な自動車との事故により死亡又は後遺障害を被った場合に、損害賠償額のうち、自賠責保険などの保険金額を超える部分

※自転車による事故の場合、当該自転車に独自の保険がなくとも、車や住居に係る保険の特約により、賠償金が支払われる場合があります。

多様な契約があるので、加害者側、被害者側とも保険の約款等を確認しておきましょう。

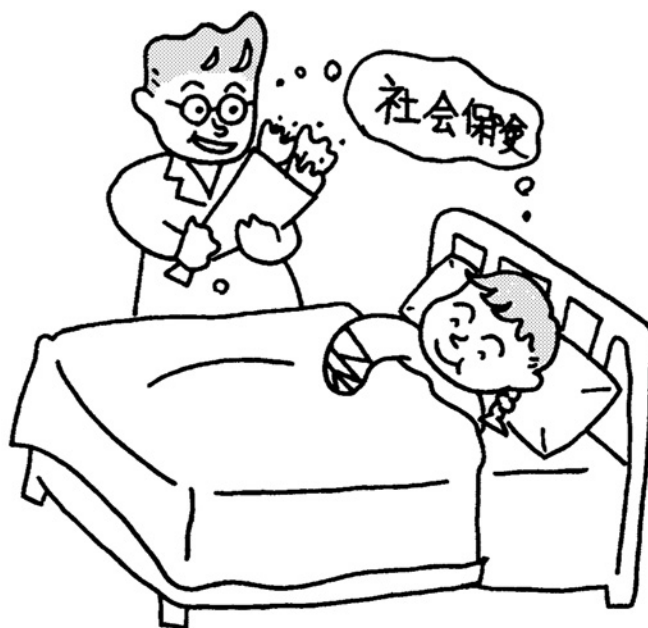
なお、いわゆるマイクロモビリティについては、その種類によって契約可能な損害賠償保険が異なります。特定小型原付など自賠責保険を付保する義務があるものは、自動車保険による保護の対象とされ、普通自転車の事故のように個人賠償責任保険では保護されないことに注意しましょう。

●任意保険と自賠責保険の保険金一括支払制度

加害者が自動車保険（対人賠償保険）に加入している場合は、この保険の契約保険会社から、自賠責保険金を含め、一括して保険金が支払われる制度があります。

14 社会保険(健康保険など)の活用

- 健康保険、国民健康保険、日雇労働者健康保険、船員保険、労働者災害補償保険などの社会保険で給付される治療費、休業補償の制度は、交通事故の場合にも利用できます。このことについては、旧厚生省から通知（昭和43年10月12日保険発第106号）が出ています。
- 給付手続としては、保険管掌者（健康保険組合・区市町村・全国健康保険協会（協会けんぽ）の都道府県支部など）に「第三者行為による傷病届」を、労災の場合には、労働基準監督署に「第三者行為災害届」を出せばよいことになっています。
- 社会保険を使用して治療をすると、健康保険等を使用しない自由診療に比べ、治療費が少なくて済みます。
治療費の負担軽減を図ることで、加害者の支払能力がその分だけ増すことになり、被害者は慰謝料など他の損害項目の賠償を受けられる余地が増すことになります。
また、被害者にも過失がある場合、社会保険を使用することで、治療費に関して被害者自身が負担すべき分も軽減されることになります。
- 被害者から健康保険などの利用を拒否されたときは、双方のためになることをよく説明して健康保険を使用してもらうようにしたいものです。
なお、社会保険から給付された損害は、原則として被害者から加害者に請求する損害額から差し引かれます。そしてこの給付額は、保険管掌者から加害者及び加害者が加入する保険に請求され（加害者の過失割合分だけ）、回収されます。



15 自転車の交通事故

●自転車を利用する場合の義務

自転車は道路交通法上、車両の一種（軽車両）です。交通ルールの遵守が義務付けられており、違反の場合には罰金等が科せられる場合があります。

また、令和5年（2023年）4月1日から道路交通法が改正され、ヘルメットの着用が努力義務化されました。

●自転車事故を起こした人の責任

- ・刑事上の責任として、以下のいずれかの刑罰を科されることがあります。
 - ①過失により人に傷害を負わせた場合は、刑法第209条1項（過失傷害罪）により、30万円以下の罰金又は科料（ただし、被害者が犯人を知ってから6か月以内に告訴することが必要）
 - ②過失により人を死亡させた場合は、刑法第210条（過失致死罪）により、50万円以下の罰金
 - ③重大な過失により人を死傷させた場合は、刑法第211条（重過失致死傷罪）により、5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
- ・民事上の責任として民法第709条に基づく被害者に対する損害賠償の責任を負います。

●社会保険の活用

自転車事故の場合も、治療費の負担軽減のため健康保険など社会保険の活用が大事になります。また、労災保険が使える場合はその活用も考えるべきです（35ページ参照）。

●自転車事故と保険

自転車には自動車損害賠償保障法の適用がないため、自転車運転者（加害者）の資力が不足した場合、被害者が十分に救済されない事例が生じます。

しかし、加害者が自転車総合保険など個人賠償責任保険に加入していれば、被害者の損害が保険の限度額の範囲内で賠償される場合があります。

東京都では、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が改正され、令和2年（2020年）4月1日から自転車損害賠償保険等の加入が義務付けられました。

自動車保険、火災保険、団地保険などの損害保険に加入していれば、自転車事故を対象に含めた個人賠償責任保険等の特約が付いている場合もあります。契約内容を確認して不足している場合は、新規加入の検討が望まれます（39ページ参照）。

●自転車事故の過失割合

自転車同士の事故の過失割合については基準化されたものではありませんので、自動車の交通事故における過失割合の基準や判例を参考にしながら判断することになります。

過失割合は、当事者の話し合いで決めていくこととなりますが、話し合いで決着がつかない場合、裁判所の判断によることとなります。

●訴訟以外の解決方法

自転車同士の事故や自転車と人との事故については、話し合いで決着しない場合、最終的には裁判によることとなりますが、簡易裁判所の調停や各地の弁護士会のあっせん仲裁センター（有料）、行政書士 ADR センター東京（有料）、自転車 ADR センター（有料）を利用する方法があります。

なお、公益財団法人交通事故紛争処理センターでは、自転車同士や自転車と人との事故については取り扱っていません。

公益財団法人日弁連交通事故相談センターでは相談を受け付けています。

16 被害者のための援護制度・援護機関

事故に遭うと、生活費に困ったり一家の働き手を失うなど、いろいろな生活の変化に見舞われます。

こうした場合に利用できる、生活の立て直しのための援護制度や窓口を記しましたので進んでご利用ください。

各機関の窓口時間については、直接電話でお確かめください。

- 公益財団法人交通遺児育英会 0120-521-286
・交通遺児育英会奨学金（高校・高専・短大・大学・大学院・専修学校）
- 公益財団法人交通遺児等育成基金 0120-16-3611
・交通遺児育成給付金、交通遺児等支援給付
- 東京都教育庁 (03) 5320-7862
・就学支援金等（都立高校・中等教育学校後期課程）
- 公益財団法人東京都私学財団 (03) 5206-7925
・授業料軽減助成金事業等
- 東京都児童相談センター (03) 5937-2305
・相談、診断、治療、指導、施設入所ほか
- NASVA（独立行政法人自動車事故対策機構）
東京主管支所
・交通遺児等の援護（交通遺児友の会活動、交通遺児等家庭相談）
・生活資金の貸付（交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金一部立替貸付、政府保障事業の保障金一部立替貸付）
・重度後遺障害者の援護（介護料の支給、療護センターの設置・運営）
- 犯罪被害者ホットライン（警視庁） (03) 3597-7830
・被害による心の悩み相談
- 公益社団法人被害者支援都民センター (03) 3222-9050
・電話・面接相談、警察・裁判所等への付添い、精神科医等による精神的ケア
- 区市町村（交通事故被害者への支援制度は区市町村によって異なりますので、詳細は直接区市町村へお問い合わせください。）

区民交通傷害保険

○実施の区 千代田区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、世田谷区、渋谷区、豊島区、北区、荒川区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区

●交通事故に遭われた場合に、入院や通院治療日数等に応じて保険金をお支払いする制度です。

●加入の資格…実施区に在住の方

●保険料…………一人年額 1200 円～ 4300 円の 7 種類
(自転車賠償責任を含むコースは、4 種類あります。)

●保険期間…… 1 年間

●保険金…………事故による負傷の程度に応じて、5000 円から 600 万円まで、自転車賠償責任プランでは最大 1 億円まで支払われます。

※詳しいことは、制度実施区の区民交通傷害保険窓口へお問い合わせください。

市町村民交通災害共済（ちょこっと共済）

●交通事故に遭われた方が一定の見舞金を受けられる住民の相互扶助制度です。

●加入の資格…東京都の市町村に住民登録のある方、会員と生計を同じくしている方で就学のため東京都の市町村外にお住まいの方

●会費 一人年額 500 円、1000 円の 2 種類

●共済期間 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間

●見舞金 事故による負傷の程度に応じて、2 万円から 300 万円まで支払われます。

※詳しいことは各市町村の交通災害共済担当窓口へお問い合わせください。

Handwriting practice lines consisting of 24 horizontal dashed lines.

"交通事故相談のしおり"

登録番号（7）11号

発行 令和7年（2025年）8月

■編集発行 東京都都民安全総合対策本部総合推進部
総合推進課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 ☎03（5320）7733

■印刷 株式会社 成光社

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

東京都交通事故相談所

相談電話 03-5320-7733



東京都都民安全総合対策本部総合推進部総合推進課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
都庁第一本庁舎 3階北側